

令和元年8月6日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち石油給湯機付ふろがま1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 4件
(うち電話交換機1件、ラジオコントロール玩具1件、電子レンジ1件、システムキッチン(キャビネット)1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 6件
(うち電動アシスト自転車1件、自転車2件、アンプ1件、電気洗濯乾燥機1件、光回線終端装置(パソコン周辺機器)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号：A201800013、A201800469を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課 (製品事故情報担当)

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03(3507)9204 (直通)

FAX：03(3507)9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900331	令和元年7月16日	令和元年8月1日	石油給湯機付ふろがま	JIB-7SG	株式会社長府製作所	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から25年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800013	平成30年3月27日	平成30年4月11日	電話交換機	WQT415	松下電工株式会社 (現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品の内部を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、電源基板上の電気部品が温度上昇し、内部の樹脂製シートが過熱されて発煙、焼損した可能性が考えられるが、シートの焼損部が確認できず、発煙した原因の特定には至らなかった。	兵庫県	平成30年4月13日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201800469	平成30年10月16日	平成30年11月13日	ラジオコントロール玩具	なし	株式会社リンク	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、内部のリチウムイオン電池セルが内部短絡したため、異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、内部短絡した原因の特定には至らなかった。	愛知県	平成30年11月16日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900333	令和元年7月19日	令和元年8月2日	電子レンジ	NE-EH2	松下電器産業株式会社 (現 パナソニック株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品内部を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	
A201900334	平成31年2月8日	令和元年8月2日	システムキッチン (キャビネット)	なし	ナスステンレス株式会社 (現 ナスラック株式会社)	重傷1名	幼児(2歳)が当該製品の扉の丁番の隙間に指を挟み、負傷した。現在、原因を調査中。	東京都	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月22日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900326	平成30年8月28日	令和元年8月1日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品をこぎ始めたところ、バランスを崩し、転倒、腰を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月19日
A201900327	令和元年6月26日	令和元年8月1日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、当該製品の泥除け部が前輪に巻き込まれ、前輪がロックし、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月22日
A201900328	令和元年7月6日	令和元年8月1日	自転車	重傷1名	子供(7歳)が当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201900329	令和元年7月20日	令和元年8月1日	アンプ	火災	宿泊施設で当該製品の電源を入れたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A201900330	平成31年3月11日	令和元年8月1日	電気洗濯乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	沖縄県	令和元年4月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月26日
A201900332	令和元年7月4日	令和元年8月2日	光回線終端装置(パソコン周辺機器)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年7月23日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

ラジオコントロール玩具（管理番号：A201800469）



電子レンジ（管理番号：A201900333）

